

## 中央建設業審議会

工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ(第6回)  
配席図

令和2年6月30日(火)  
 15:00 ~ 17:00  
 於: 三田共用会議所 講堂

出入口

受付

速記

事務局	氏名	役職	委員
	公共事業調査室長 箱田厚	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 仲田委員
	官庁営繕部整備課長 佐藤彰芳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 菅委員
	技術調査課建設 システム管理企画室長 近藤修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 里深委員
	大臣官房審議官 美濃芳郎	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 佐藤(り)委員
	土地・建設産業局長 青木由行	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 佐藤(善)委員
	建設流通政策審議官 中原淳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 古坂座長
	建設業課長 橋謙司	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 齊藤委員
	建設業適正取引推進指導室長 高芝利顕	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 木谷委員
	建設業政策企画官 藤井裕士	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 河崎委員
	入札制度企画指導室長 西山茂樹	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 小澤委員
			<input type="radio"/> 今泉委員
			<input type="radio"/> 青柳委員 (代理:牧角技術顧問)

傍聴席

# 中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関する ワーキンググループ 委員名簿

座長：◎

## 委 員

あおやぎ <b>青柳</b>	たけし <b>剛</b>	一般社団法人全国建設業協会総合企画委員会副委員長
いまいすみ <b>今泉</b>	みつる <b>満</b>	一般社団法人日本電設工業協会人材委員会働き方改革専門委員会副主査
おざわ <b>小澤</b>	かづまさ <b>一雅</b>	東京大学大学院工学系研究科教授
かわさき <b>河崎</b>	しげる <b>茂</b>	一般社団法人全国中小建設業協会副会長
きや <b>木谷</b>	そういち <b>宗一</b>	一般社団法人日本建設業連合会建築生産委員会施工部会長
さいとう <b>齊藤</b>	まこと <b>誠</b>	東日本旅客鉄道(株)投資計画部担当部長
さとう <b>佐藤</b>	よしひこ <b>善彦</b>	一般社団法人全国建設室内工事業協会常任理事
さとう <b>佐藤</b>	りえこ <b>リエ子</b>	弁護士
さとふか <b>里深</b>	かずひろ <b>一浩</b>	西日本高速道路(株)執行役員・技術本部長
すが <b>菅</b>	こうしろう <b>弘史郎</b>	電気事業連合会工務部長
なかた <b>仲田</b>	ゆういち <b>裕一</b>	一般社団法人不動産協会企画委員会委員長
ふるさか <b>◎古阪</b>	しゅうぞう <b>秀三</b>	立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授
むらかみ <b>村上</b>	きよのり <b>清徳</b>	東京都建設局企画担当部長

(五十音順、敬称略)

# 中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ 運営要領

## (座長)

- 第1条 中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。
- 2 座長は、議事を運営する。

## (招集)

- 第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。
- 2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。
- 3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長に報告するものとする。

## (議事)

- 第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

## (議事の公開)

- 第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

## (外部有識者の意見聴取)

- 第5条 座長が必要と認めるときは、外部有識者の意見聴取を行うことができる。

## (雑則)

- 第6条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が隨時定める。

## 附 則

この運営要領は、令和元年11月28日から施行する。